



東御市国土強靱化 地域計画

平成 28 年 3 月

東 御 市

東御市国土強靱化地域計画 目次

第1章 基本的な事項

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	2
3 計画の目的	3
4 計画期間	3
5 計画の検討プロセス	4
6 対応方策の重点化	5
7 評価・見直し	5

第2章 総合目標

1 想定するリスク	8
2 東御市を強靱化する上での目標等の明確化	13

第3章 取り組むべき事項

1 人命の保護	17
2 迅速な救助、救急活動の実施	22
3 行政・情報通信機能の確保	26
4 ライフラインの確保	29
5 その他考慮すべき二次的被害の抑制	32

参考資料

資料1 東御市国土強靱化地域計画の検討体制	36
資料2 東御市国土強靱化地域計画策定の経緯	38
資料3 国土強靱化出前講座の実施状況	39
資料4 国土強靱化ワークショップの実施状況	40
資料5 東御市まち・ひと・しごと創生 総合戦略【概要】	41
資料6 「起きてはならない最悪の事態」の設定	43
資料7 「起きてはならない最悪の事態」及び「想定される発災事例」と 「対応方策」との関係	44

第1章

基本的な事項

1 計画策定の趣旨

本市は、平成 26 年を初年度とする第 2 次東御市総合計画における基本目標の一つとして「安心・安全の社会基盤が支える暮らしやすいまち」づくりを掲げ、それを達成するための施策の一つである「災害に強い地域づくりの推進」を重点プロジェクトと位置づけて様々な事業を展開しています。一方、平成 16 年の合併からこの 10 年間、多くの自然災害が発生しました。「千年に一度」とも言われる未曾有の被害をもたらした東日本大震災（H23）、関東・東北集中豪雨（H27）に伴う鬼怒川堤防の決壊、御嶽山の噴火災害（H26）、本市においても平成 26 年の大雪による被害は記憶に新しいところです。

幾多の災害から得た教訓を活かした災害対策が図られているところですが、本市においても、「災害が発生しても、生命を失わず、迅速に元の生活に戻る為、最悪の事態を念頭に置いて、平時からの「備え」を行うことにより、市全体が災害に強くしなやかに対応できること。」すなわち、強靱化の推進が求められています。

急峻な山岳地に囲まれ、多くの河川と傾斜地からなる本市は、土砂災害や河川氾濫による水害の発生が予測されます。更に、「糸魚川－静岡構造線断層帯」や「南海トラフ」等を震源とする地震が発生した場合の被害についても予測されているところです。

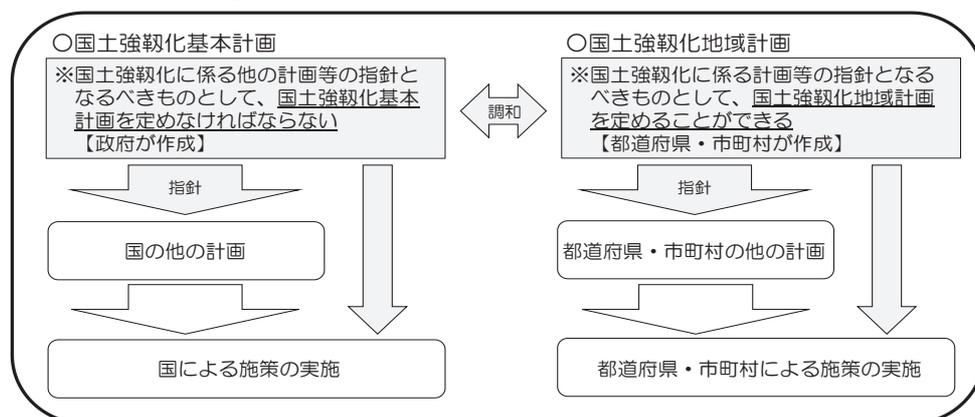
こうした自然災害の発生を止めることはできません。しかしながら、自然災害を予想し、事前の準備や対策を行い、更には「自助」、「共助」、「公助」が連携することによって被害の抑制や早期の復旧が可能となり、市民の生命、財産、生活を守り抜くことに繋がります。

本市は、自然災害への「備え」について、最悪の事態を想定するという視点から強靱化に向けた施策を効果的に推進するため、国土強靱化基本法第 13 条による「東御市国土強靱化地域計画」（以下「**地域計画**」という。）を、ここに策定するものです。

2 計画の性格

地域計画は、大規模自然災害に対する本市の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国の国土強靱化基本計画や長野県強靱化計画と調和を図りながら策定するもので、国土強靱化の観点から、本市における様々な分野の指針となる計画です。

参考：国土強靱化における計画の体系



○ 東御市国土強靱化地域計画と関係する計画の抜粋（例）

東御市総合計画 【平成 26 年度～30 年度】	東御市観光ビジョン 【平成 27 年度～36 年度】
東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略 【平成 27 年度～31 年度】	東御市地域福祉計画 【平成 24 年度～28 年度】
東御市地域防災計画 【平成 17 年度策定】	東御市教育大綱 東御市教育基本計画 【平成 27 年度～30 年度】
東御市環境基本計画 【平成 28 年度～37 年度】	東御都市計画マスタープラン 【平成 17 年度～37 年度】
東御市農業振興地域整備計画 【平成 27 年度策定】	東御市水道ビジョン 【平成 22 年度～31 年度】
森林経営計画 【平成 25 年度～30 年度】	

3 計画の目的

地域計画の一番の目的は、市民の生命・財産・生活を守り抜くことにあります。

過去の災害から得られた教訓等を踏まえた「最悪の事態」を設定し、これらが仮に発生した場合の、地域の現状と課題を分析して、強靱化に向けた施策を効果的に実施していくことにより、「最悪の事態」を招かないことを目指します。

また、行政単独でなく、地域組織や市民、企業ともに連携して、地域内の連携体制の構築や事前の準備を進めることが強靱な地域づくりを実現するためには必要です。

地域計画では、以上を踏まえ、地域、行政、関係機関が一体となって強靱化に取り組み、市民の生命、財産、暮らしを守りぬくことを目的とします。

4 計画期間

計画期間は、第 2 次東御市総合計画の前期基本計画の見直し時期と合わせて、平成 28 年度から平成 31 年度の 3 年間とします。

（第 2 次地域計画は、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間とする予定です。）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	...
総合計画	第 2 次東御市総合計画（10 年間）										
	前期基本計画（5 年間）					後期基本計画（5 年間）					
地域計画			第 1 次計画（3 年間）			第 2 次計画（5 年間）					

図 総合計画との関係

5 計画の検討プロセス

長野県は、長野県強靱化計画において、想定される大規模自然災害や国土強靱化基本計画を参考に、32項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、項目毎に施策と指標の洗い出し、現状と問題点を整理した上で、対応施策の検討を実施しています。

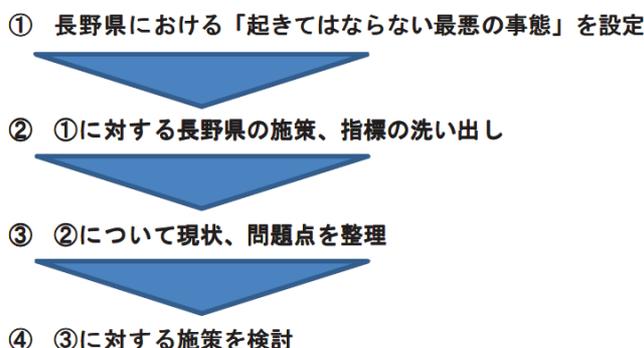


図 長野県強靱化計画の検討フロー

市では、国及び長野県の検討手法を参考にしつつ、3つのステップに分けて検討を実施しました。

ステップ1では、長野県強靱化計画の基本目標や起きてはならない最悪の事態を参考に、市における「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。さらに、2以降の検討や市民の理解増進を目的として、「想定される発災事例」を「起きてはならない最悪の事態」毎に設定しました。

ステップ2では、「起きてはならない最悪の事態」毎に、「対応方策の現状と課題、推進方針」について整理及び検討（脆弱性評価等）を実施しました。

ステップ3では、ステップ2で評価した対応方策について、重点化を実施するとともに、計画書としてまとめました。

策定の各段階において、随時、国土強靱化地域計画庁内連絡会議を開催し、庁内の意見集約を図るとともに、多様な意見の収集のため、3回の東御市国土強靱化地域計画検討委員会の開催に加え、2回のパブリックコメント及び国土強靱化ワークショップを実施しました。

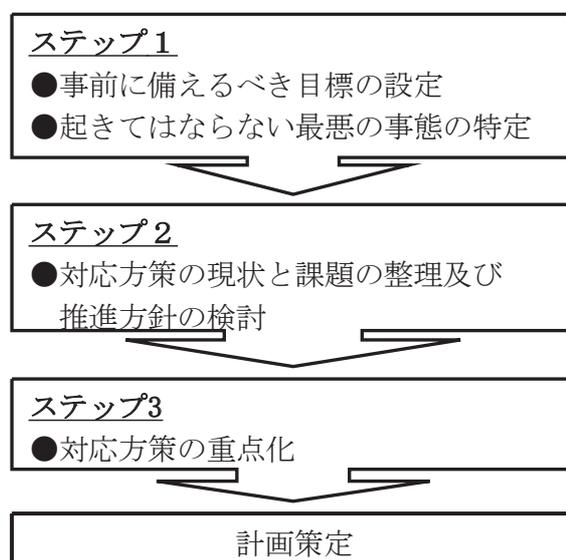


図 地域計画の検討フロー

6 対応方策の重点化

財政状況が厳しい中、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を推進するためには、優先順位の高いものから、重点的に推進していく必要があります。長野県は、国が設定した45項目の「起きてはならない最悪の事態」を、地理的状况等を加味して32項目までに整理しました。本市においては、これらを参考に16項目に整理し、それぞれの対応方策をまとめました。

なお、対応方策の重点化等につきましては、平成27年8月に策定した「東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関連する対応方策を、地域計画上で重点化するものとして位置づけ、第3章で「重点」と記載しています。これは、喫緊の課題として現在取り組みを行っている「地方創生」関連施策・事業における「地域の豊かさを維持・向上させる」という目的は、この強靱化の取り組みと目的を同じくするものであるため、地方創生との調和と連携によって、より効果を発揮させることが重要であると考えたからです。重点化する対応方策は、下記の4項目となります。

- ・ 難視聴地域の光ケーブル網整備
- ・ 緊急防災ラジオのカバー率向上
- ・ 支えあいマップ作成による要援護者の把握
- ・ 防災訓練の参加促進

7 評価・見直し

地域計画は、今後の社会情勢等の変化や、強靱化に関する施策等の推進状況等を考慮しながら、PDCAサイクル（Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:改善）により、計画内容の見直しを行う予定です。今後は、地域計画における数値目標の達成による本市の強靱化を目指しつつ、地域計画に記載されていない、本市の強靱化に資する新たな取り組みや数値目標の上方修正等、随時、地域計画に取り込みながら、積極的に実施してまいります。

なお、地域計画では先行する個別計画等から目標値を引用しているため、地域計画の計画最終年度と目標年度が異なるものもあります。

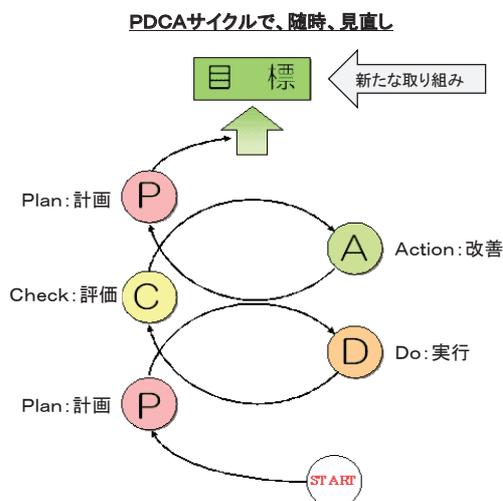


図 評価見直しに係るPDCAサイクルのイメージ

第2章

総合目標

1 想定するリスク

本市においては、過去の発生事例と、今後の発生が想定される大規模自然災害を、本市の強靱化を検討する上でのリスクとして設定します。その具体的事例を以下に提示します。

○過去の大規模自然災害

【降雨被害】

・寛保2年(1742年) 戌の満水(いぬのまんすい)

大河千曲川は太古から度々洪水を起こしてきた。上田小県地方では18から19世紀の200年間に千曲川沿岸の田畑が流出した洪水は記録に残るだけでも40回を数え、中でも近世最大の大洪水は「戌の満水」と呼ばれているものである。

この年旧暦の7月27日から8月1日(旧暦のこの年の7月は、小の月として29日まで。太陽暦では8月27日から30日)にかけて豪雨がつづいた。この原因は歴史書によると台風が運んだ集中豪雨によるものとされている。この台風により、信州(長野)・上州(群馬)・武州(埼玉・東京)一帯が集中豪雨に見舞われ、浅間山地の南西斜面に降った豪雨は千曲川に流れ出し、大きな被害をもたらした。小県付近では、旧金井村(現東御市)の所沢川上流で山崩れが起こり、谷を埋めた土砂が天然ダムをつくり、それがきれて土石流がとなり村を襲った。これにより113人の死者になった。この土石流は下流の旧常田村(現東御市)を直撃、流失家屋119軒、死者68人に達し、おびただしい耕地を流失した。

なお、この「戌の満水」と呼ばれる大洪水は下流の長野盆地赤沼で水嵩5メートルに達し、千曲川流域で死者2,800人を出す大災害となった。

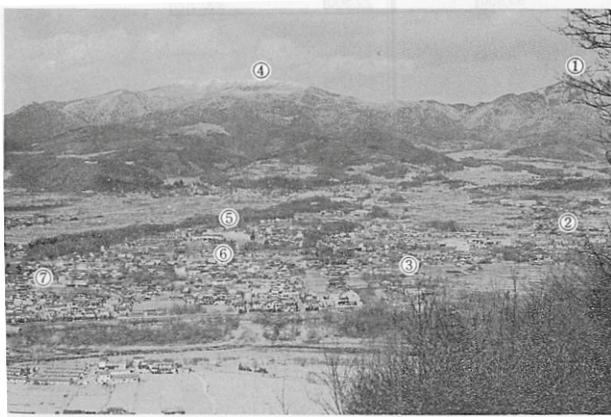


図 市内に雑木林として残る寛保の土石流の跡

- ①三方ヶ峰 ②金井 ③加沢 ④鳥帽子岳
⑤土石流跡の林 ⑥東部中学校 ⑦常田

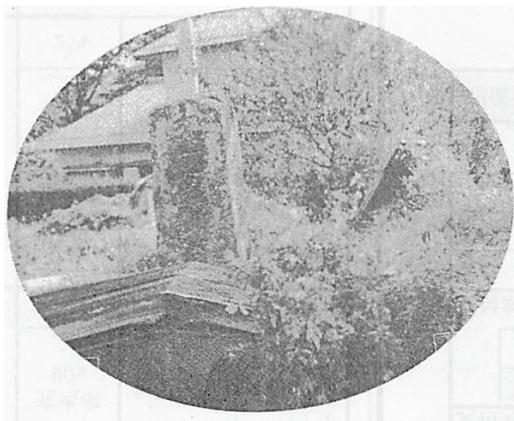


図 流死者の墓(金井)

※上田地域千曲川自然電子図鑑より抜粋、一部修正

※東部町村誌(歴史編)より抜粋

・昭和33年(1958年) 台風21号

9月8日、ミクロネシア連邦付近で発生した台風21号は、9月17日、伊豆半島から関東平野を北上し、鹿島灘で海上に出た。「南接近型太平洋コース」の典型でとくに雨量が多く、長野県下では佐久地方から中野市一带に大きな被害を出した。

旧北御牧村では、17日夕方から降り出した雨が、翌18日早朝から激しい大暴風雨となり、鹿曲川流域の諸河川を氾濫させ、橋梁流失1か所、堤防決壊80か所、道路決壊27か所、家屋流失10棟、家屋浸水30棟、校庭流失450坪、田畑流失、埋没冠水多数等、農作物へも甚大な被害をもたらした。18日午前5時から午後7時にかけての降雨は、御座山165mm・軽井沢140mm・八ヶ岳134mm・鹿曲川流域の水源となる蓼科山では300mmを記録し、豪雨のすさまじさを物語っている。また、9月26日夜から27日朝にかけて襲来したほぼ同じコースをたどった台風22号が被害をさらに拡大した。



図 増水した鹿曲川前田橋付近図



図 平時の鹿曲川前田橋付近(1994年5月)

※北御牧村誌(自然編)より抜粋、一部修正

・昭和34年(1959年) 台風7号

8月12日午後1時ころ、マリアナ東方海上で発生した台風7号は、発生からわずか3日目に駿河湾に上陸し、富士川を遡上して釜無川流域から、8月14日長野県に入り、県東部から北部へ千曲川沿いを、通り魔のように荒らし去った。県内の通過時にはやや衰えたものの、中心気圧970hPa、中心から120km以内は風速20m以上、軽井沢で瞬間風速36.3mを記録し、通過時速は60kmに達している。旧北御牧村の被害は、暴風雨による河川の氾濫と風害で、家屋全壊32戸・半壊57戸・床上床下浸水40戸・水田流失埋没28.2ha・堤防決壊16か所、さらに切久保橋が消失し、農作物にも甚大な被害が出た。

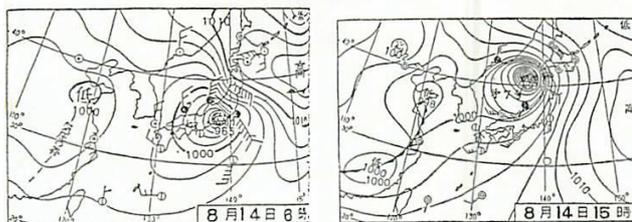


図 1959年8月14日の天気図

※北御牧村誌(自然編)より抜粋、一部修正

・昭和34年(1959年) 台風15号(伊勢湾台風)

9月21日、マリアナ東方で発生した熱帯性低気圧が台風15号となり、9月26日午後6時、紀伊半島潮岬付近に上陸した。中心気圧945hPa、風速35mを維持し、吉野熊野山地から伊勢湾に暴風雨と高潮被害をもたらし、飛騨地方を一気に縦断し新潟県南部から日本海に抜けた。この台風は、風台風といわれる「西接近型日本海コース」の典型で、暴風雨圏は直径500kmにも達した。

旧北御牧村でも、午後11時30分には風速35mに達し、御牧原と八重原の大地では、強風により、トタン屋根や瓦が飛ぶすさまじさであった。家屋の全半壊10戸、軽症1人という被害を出した。

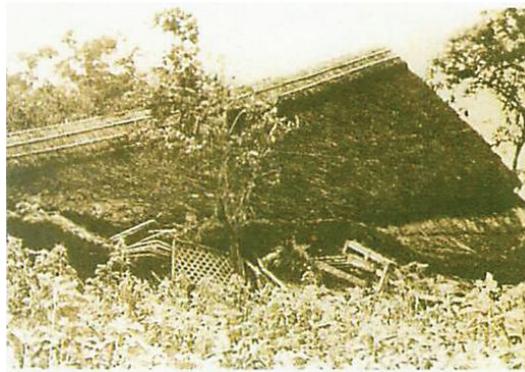


図 八重原の倒壊した民家

※北御牧村誌(自然編)より抜粋、一部修正

・昭和57年(1982年) 台風18号

9月12日、寛保以来の千曲川洪水(水位10.5m)といわれる被害のあった台風が発生した。この台風は9月5日21時にグアム島付近に発生した弱い熱帯低気圧が発達しながら西へ進んだあと、6日9時に台風18号に発達した。その後北西に進みながらさらに発達し、9日9時には南大東島の南東約600kmの海上で中心気圧955hPa、中心の最大風速40m/秒の大型で強い台風になった。10~11日にはゆっくり北東に進んだあと、進路を北または北北東にかえて北上し、12日18時に静岡県御前崎付近に上陸した。その時の中心気圧は936hPa、最大風速35m/秒の大型台風であった。

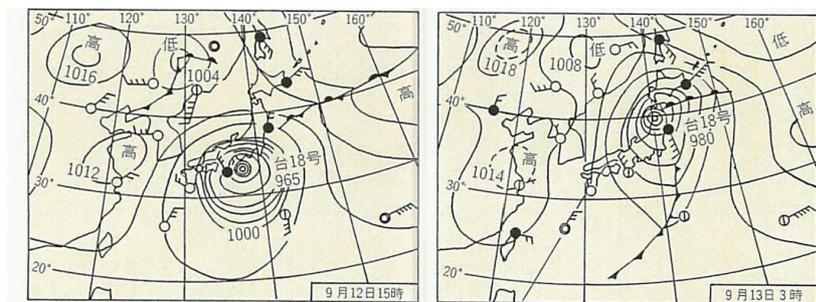
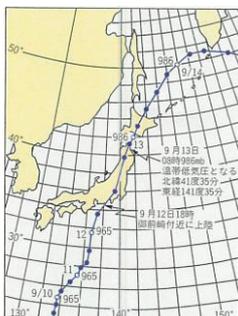


図 1982年8月台風18号の進路等

※東部町誌(自然編)より抜粋、一部修正

【雪氷被害】

・平成 26 年（2014 年） 2 月大雪災害

2 月 13 日に発生した低気圧が、16 日にかけて発達しながら本州の南岸を北東に進んだ。その後、低気圧はさらに発達しながら三陸沖から北海道の東海上に進み、19 日にかけて千島列島でほとんど停滞した。この低気圧の影響で、西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に広い範囲で雪が降り、特に 14 日夜から 15 日未明にかけて、関東甲信及び東北地方で記録的な大雪となったところがあった。また、15 日から 19 日にかけて、北日本を中心に大雪や暴風雪となった。14 日から 19 日までの最深積雪は山梨県甲府市で 114cm、群馬県前橋市で 73cm、埼玉県熊谷市で 62cm となる等、統計期間が 10 年以上の観測定点のうち、北日本と関東甲信地方の 18 地点で観測史上 1 位を更新した。風については、北海道えりも町えりも岬で 32.9m/s、東京都三宅村三宅島で 28.5m/s の最大風速を観測する等、各地で暴風を記録した。

この大雪と暴風雪により、岩手県、秋田県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、宮崎県で死者 24 名となったほか、近畿地方から北海道の広い範囲で住家損壊等が発生した。また、停電、水道被害、電話の不通、農作物の被害、道路の通行不能、鉄道の運休、航空機の欠航等の交通障害が発生した。特に関東甲信地方を中心に、道路への積雪や雪崩等による車両の立ち往生や、交通の途絶による集落の孤立が、複数の都県にわたって発生した。

※長野県強靱化計画より抜粋、一部修正



図 2014 年 2 月の降雪時の様子

2 月 14 日から 15 日にかけての記録的な降雪は、各地で観測史上最多の積雪を記録する等、過去に類のない豪雪となりました。市内でも約 80 cm に達する積雪があり、交通機関が混乱する他、農業用施設等が損壊する被害が発生しました。

市ではいち早く小中学校の臨時休校や市立保育園の臨時休園、各種施設の臨時休館、イベント等の中止を決めた他、公式ホームページやメール配信システム、エフエムとうみを通じて道路状況等の情報を発信し、17 日には「雪害対策本部」を設置しました。

御牧原南部区では積雪により生活道路が寸断され、多くの世帯が一時的に孤立状態となりました。「この難局を乗り切るには地域力の結集しかない」との区長判断から、区独自の災害対策本部が設置され、区役員、消防団、区民有志が懸命の除雪作業を行い、生活道路を復旧させました。同区の事例のように、災害時に大きな力を発揮するのが、地域での助け合いです。日頃から近所付き合いを大切にし、災害に強い地域をつくりましょう。

※市報とうみ（2014 年 3 月号）より抜粋

○発生が想定される大規模自然災害

【地震被害】

・糸魚川－静岡構造線、南海トラフ巨大地震

長野県の地形は、大きくは山地と盆地に分けられ、山地が80%以上を占め、盆地が10%以下となっている。また、山地と盆地の境界には、中間的な性格をもつ丘陵や台地が見られる。山地には、その成因の違いによって、隆起山地と火山山地に区分される。

隆起山地は、西南日本の東縁部を構成する飛騨山脈、木曾山脈、赤石山脈、伊那山地、伊那南部山地があり、糸魚川－静岡構造線より東側には関東山地西縁を構成する佐久山地、県央部を占める筑摩山地、長野盆地東側の河東山地等が分布している。火山山地は、火山活動に伴い地下深部からのマグマの噴出によって形成された山地である。糸魚川－静岡構造線より西側の飛騨山脈に、弥陀ヶ原、焼岳、アカンダナ山、乗鞍岳、御嶽山、フォッサマグナ地域に草津白根山、浅間山、横岳、新潟焼山、妙高山の活火山がある。

盆地は、飯山、長野、上田、佐久、松本、白馬、諏訪、伊那等が分布している。これらの盆地は、中期更新世以降に誕生し、周辺山地からの堆積物で埋積されている。

長野県には山地と盆地の境界部に数多くの活断層が見られる。国の地震調査研究推進本部では、基盤的調査観測の対象となる主要活断層帯を設定し、活断層調査を行った上で長期評価結果を公表している。長野県内には6つの主要活断層帯が存在している。その中で、糸魚川－静岡構造線断層帯（牛伏寺断層を含む区間）ではM_j（気象庁マグニチュード）8程度の地震が今後30年以内に発生する可能性が14%（算定基準日：平成27年（2015年）1月1日）と評価されている。

長野県地震被害想定調査報告書（概要版）によると、本市に関連する内容としては、糸魚川－静岡構造線断層帯による地震で震度6弱、南海トラフ巨大地震で震度5強等の地震発生の可能性が記載されている。

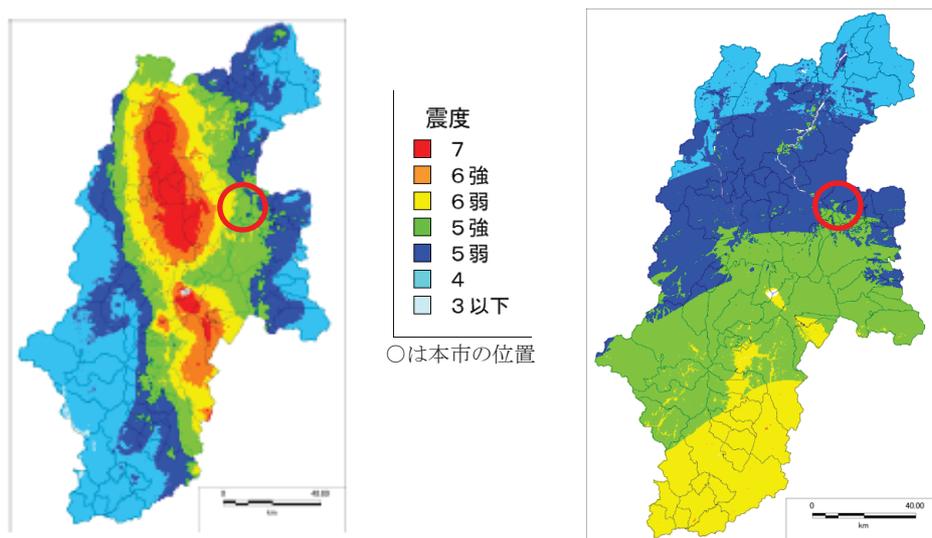


図 地震の地表震度分布（左：糸魚川－静岡構造線断層帯の地震、右：南海トラフ巨大地震）

※長野県地震被害想定調査報告書（概要版）（平成27年3月）より抜粋、一部修正

※長野県地震対策基礎調査報告書（平成14年3月）

2 東御市を強靱化する上での目標等の明確化

大規模自然災害への必要な備えを、平時から行う強靱な東御市づくりは、東御市総合計画に掲げられた「人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ」の実現及び将来世代への着実な継承にも寄与するものです。

東御市を強靱化する上で、明確化した「総合目標」と「事前に備えるべき目標」達成のために、直面する様々な大規模自然災害等に対する脆弱性を見出し、評価することが必要となります。その前段として、前節で検証した過去におけるリスクや今後予測されるリスクと地域特性等を鑑み、「起きてはならない最悪の事態」の洗い出しを検討委員会やワークショップを通じて行い、それぞれ「事前に備えるべき目標」毎に設定しました。

○総合目標

市民の生命、財産、生活を、ともに守り抜く

○事前に備えるべき目標

- I 人命の保護が最大限図られること。
- II 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行なわれること。
- III 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること。
- IV 生活・経済活動に必要なライフライン等を確保すること。
- V 二次的な被害を発生させないこと。

○起きてはならない最悪の事態等 一覧

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態
<p>I 人命の保護が最大限図られること。 【人命の保護】</p>	I - i	住宅や不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	I - ii	河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	I - iii	土砂災害等による死傷者の発生
	I - iv	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達の不備等による避難行動の遅れ・救助要請の遅延等で多数の死傷者の発生
<p>II 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行なわれること。 【迅速な救助、救急活動の実施】</p>	II - i	長期にわたる孤立集落の発生
	II - ii	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	II - iii	被災地域における疫病・感染症等の大規模発生
<p>III 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること。 【行政・情報通信機能の確保】</p>	III - i	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	III - ii	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
<p>IV 生活・経済活動に必要なライフライン等を確保すること。 【ライフラインの確保】</p>	IV - i	電気、ガス、燃料、食料、物資等供給ネットワークが分断する事態
	IV - ii	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	IV - iii	基幹的交通ネットワークの機能停止
	IV - iv	地域内交通ネットワークが分断する事態
<p>V 二次的な被害を発生させないこと。 【その他考慮すべき二次的被害の抑制】</p>	V - i	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	V - ii	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	V - iii	石油類等の大規模拡散・流出

第3章

取り組むべき事項

1 想定される発災事例

「起きてはならない最悪の事態」を、より具体的にイメージできるよう、本市独自に「想定される発災事例」を設定しました。「起きてはならない最悪の事態」と「対応方策」との関係がより明確なものとなるよう努めたものです。

2 対応方策

第2章で設定した「事前に備えるべき目標」の達成に向けて、主に本市が取り組んでいる施策や事業を本章では「対応方策」として、「事前に備えるべき目標」毎に整理しました。

「事前に備えるべき目標」毎に「起きてはならない最悪の事態」が設定されていますので、翻れば、この「対応方策」により「起きてはならない最悪の事態」に陥らないことを目指すものと言えます。

3 目標値

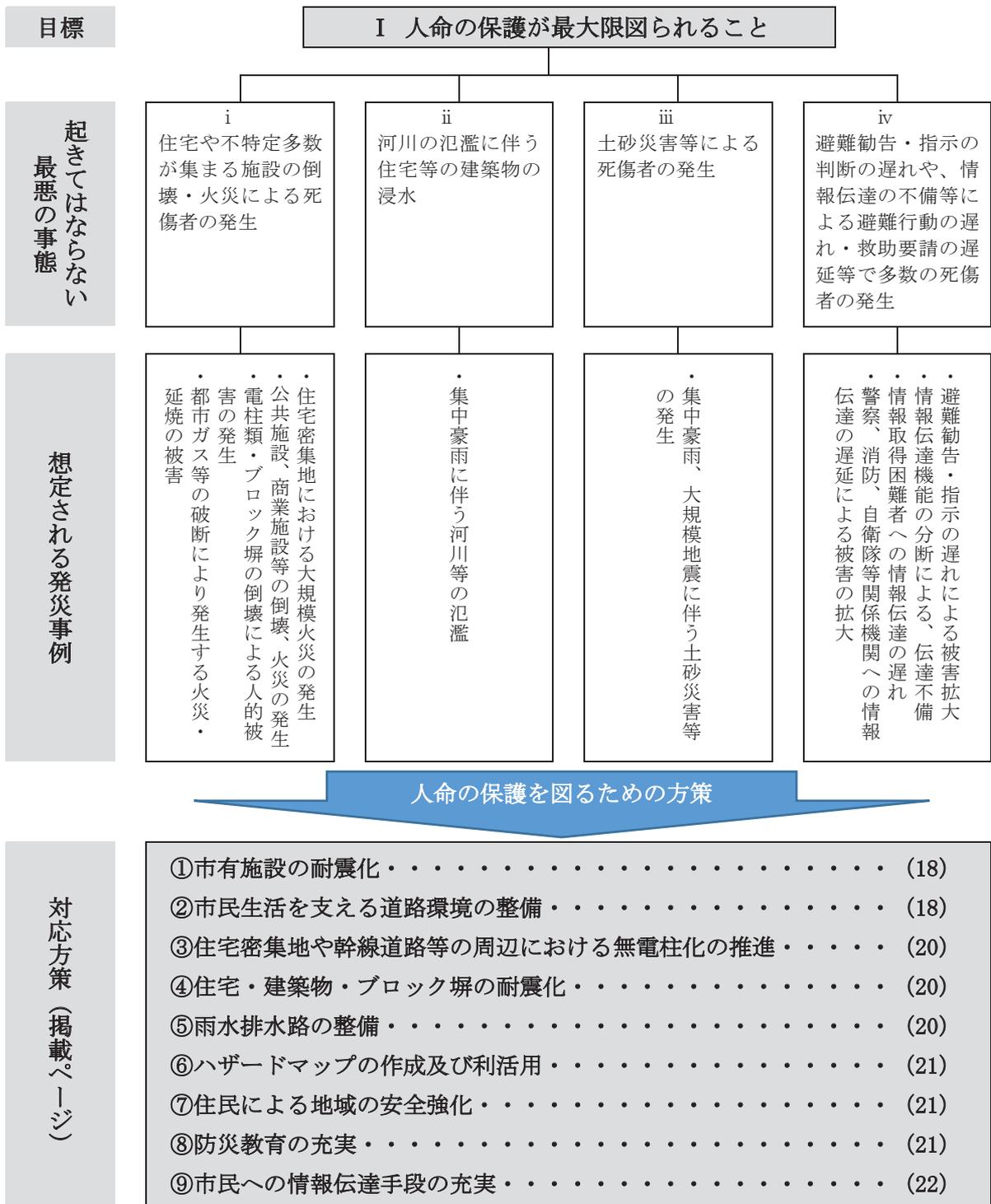
「対応方策」毎に、「現状と課題」及び「推進方針」を本章では示しています。この中で、達成すべき数値目標を設定しているものがありますが、第1章でも触れたとおり、先行する個別計画等から引用していますので、地域計画の目標年度と異なるものもある点にご留意ください。

なお、東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載があるものに「**重点**」を、東御市総合計画に記載があるものに「**総合計画**」を付しています。

1 人命の保護

災害発生時には、人命を保護することが最も優先されなければなりません。このため、防災の観点で、自身の安全を守る（自助）ための防災教育に取り組むとともに、地域のつながりを大切にしたい助け合い（共助）の体制づくりが不可欠です。

更に、今後発生しうる大規模自然災害に備えて、倒壊の恐れのある建造物の耐震対策、雨水排水対策、交通ネットワーク等の強靱化に向けた計画的な整備が求められています。



対応方策

①市有施設の耐震化	
現状と課題	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が利用する市有施設が、地震等により倒壊した場合、多くの被害が発生する可能性があります。 ・体育施設の耐震診断については、概ね完了している状況です。 ・公立保育園については市内5園全てが耐震基準を満たした施設に改築済みです。 ・小中学校施設については、全て耐震化が完了しています。 <ul style="list-style-type: none"> ○学校施設非構造部材の耐震化【総合計画】 非構造部材の耐震化率 100%(H27) ○学校施設の耐震化 耐震診断及び補強工事 100%(H22) ○耐震基準を満たした保育園の建設 耐震化率 100%(H26) 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育施設については、診断結果を元に、対策工事を計画的に進めます。 <p><i>数値目標等</i></p> <ul style="list-style-type: none"> ○体育施設の耐震化(対象4施設) 耐震診断及び補強工事 2施設(H27) → 4施設 ○体育施設非構造部材の耐震化(対象7施設) 非構造部材の耐震化率 1施設(H27) → 7施設

②市民生活を支える道路環境の整備	
現状と課題	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地震等により、老朽化した道路・橋梁が倒壊し、人的な被害が発生する可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の保護のため、道路環境の整備を継続して実施し、道路の信頼性、安全性の確保に努めます。 <p><i>数値目標等</i></p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路ストック総点検及び修繕 1,2級市道等(128km) 100%(H26) →総点検結果に基づく計画的な修繕 ○橋梁の長寿命化計画に基づく修繕 長寿命化修繕工事件数 9橋(H27迄) → 24橋(H32迄) ○橋梁の定期点検(H26～) 橋梁定期点検件数 94橋(H27迄) → 194橋(H30迄)

③住宅密集地や幹線道路等の周辺における無電柱化の推進	
現状と課題	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> 住宅密集地や幹線道路等の周辺における電柱類は、歩行者や車いすの通行の妨げとなっているケースもあり、特に、災害発生時には、電柱類の民家や道路等への倒壊による人的被害や道路の閉塞、断線による情報通信網の遮断等が想定されます。 	<ul style="list-style-type: none"> 良好な都市景観の創出、安全で快適な移動空間の確保に加え、災害時における人的被害の発生抑止やライフラインの安定供給、避難路の確保といった防災機能の強化も含め、無電柱化について検討していきます。

④住宅・建築物・ブロック塀の耐震化	
現状と課題	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> 住宅・建築物耐震診断や改修促進事業も利用実績が減少しているため、耐震診断を促進する取り組みや補助制度等の積極的なPRを行うことが必要です。 耐震性の乏しいブロック塀は、震災時に倒壊し、人的被害を誘発する可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅・建築物耐震診断を促進する取り組みや補助制度等の積極的なPRを行います。 通行者の安全を確保するためのブロック塀の耐震対策について、長野県と連携を図りながら、各種耐震化策の周知を実施します。

⑤雨水排水路の整備	
現状と課題	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> 近年、人的被害は発生していないものの、ゲリラ豪雨等に伴う降雨時の出水量の増加により、床下浸水等の被害が散見しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 出水量の増大による水害を未然に防ぐため、幹線排水路の整備を促進します。 面的な整備について、河川や既存排水施設を利用しながら、排水路網の整備を進めます。 <p>数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雨水排水路の整備 常田地区等、過去に溢水が発生した地域を優先的に整備

⑥ハザードマップの作成及び利活用		
	現状と課題	推進方針
	<p>・千曲川洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップを掲載した防災マップは、全戸に配布されていますが、市民に防災マップの確認や災害時の避難所・避難方法等について周知を図ること等の活用促進が必要です。</p> <p>○ハザードマップの作成率 100%(H20) ※土砂災害ハザードマップはH28に更新</p>	<p>・ハザードマップの全戸配布のみならず、ホームページや市報への掲載、防災訓練等を活用した効果的な周知方法を検討し、実施します。</p>

⑦住民による地域の安全強化		
	現状と課題	推進方針
	<p>・災害が発生したときは、自分の身の安全を守ること「自助」が最優先です。</p> <p>・防災対策には、「ここまで対応すれば十分」という明確な基準がないため、一人ひとりが、自分の周りにどのような災害の危険が及ぶのかを考え、その被害をできるだけ少なくするために必要な対策を講じることが重要です。</p>	<p>・災害に備え、身の安全の守り方を知り、実践していただくために、防災訓練等を通じた啓発活動を、引き続き、実施します。</p> <p>数値目標等 ○防災訓練の参加促進【重点】 市防災訓練参加者数 5,348人(H26)→6,400人(H30)</p>

⑧防災教育の充実		
	現状と課題	推進方針
	<p>・未来ある子供たちを守るためにも、防災教育の充実が必要です。小中学生への防災教育に当たっては、身近な災害事例を取り上げる等、内容を工夫し、家庭でも防災について話し合う機会となるよう、進める必要があります。</p> <p>・学校以外の場所、特に、子供たちだけで過ごしている際に発生した災害に対しては、自らの命を守る行動が必要です。</p>	<p>・危機管理マニュアルや避難訓練マニュアルを整備しつつ、避難訓練等を実施することで有事に備えます。</p> <p>・家庭でも防災について話し合う機会をもち、「災害は、時と場所を選ばない」ことを認識し、対応できるような防災教育の充実に努めます。</p>

⑨市民への情報伝達手段の充実	
現状と課題	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急情報等メール配信サービスや、SNS 及び市 HP による情報発信等、災害時の情報提供を多重化する対策はとられていますが、より多くの市民（情報弱者・観光客・外国人を含む。）へ情報が確実に伝達できるよう、検討を進める必要があります。 ・本年度、雨量等観測システムを更新（祢津及び北御牧の 2 箇所）又は設置（田中、滋野、和及び湯の丸の 4 箇所）し、収集した気象情報を市民等に速やかに発信する等、災害等に対する事前対策手段を整備しています。 ・市ホームページについては、災害時に激増することが予測されるアクセス数への対応が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急防災ラジオの配布とともに、難視聴地域の解消と合わせ、光ケーブル網の未整備地域解消と市内観光拠点等における Wi-Fi 環境の整備を促進し、正確で迅速な情報伝達手段の多重化を推進します。 ・平成 27 年度に設置した雨量等観測システムの利活用を促進し、引き続き降水量等の気象情報をリアルタイムに発信します。 ・SNS の活用による情報収集方法と、災害等のアクセス集中時対応（テキストページへの切り替え等）を検討します。 <p>数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○難視聴地域の光ケーブル網整備【重点】 光ケーブル未整備地区数 8 地区(H26) → 0 地区(H30) ○緊急防災ラジオのカバー率向上【重点】 カバー率 71%(H26) → 100%(H31)

2 迅速な救助、救急活動の実施

大規模災害発生直後は、迅速な救助、救急活動により、災害による被害を最小限に抑えることが必要です。このため減災の観点で、自主防災組織及び消防団による地域の安全強化、要援護者の避難行動の支援が不可欠です。

更に、市民に対して正確で迅速な情報伝達、食料及び医薬品等の備蓄資材の供給、市民生活を支える道路の通行確保対策に取り組む必要があります。

